

関市公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、関市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する事
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(報償)

第5条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長は会長を補佐し、その職務を代理する。

(交通会議の会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開するものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議の運営に必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。